

むつ市ふるさと納税寄附金基金条例

平成27年3月24日公布

むつ市条例第2号

(設置)

第1条 ふるさと納税を活用し、魅力あるまちづくりを推進するため、むつ市ふるさと納税寄附金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、ふるさと納税による寄附金（以下「寄附金」という。）の全額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、次に掲げる経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上し、処分することができる。

- (1) 寄附金の使途の指定に応じた市政に関する事業に要する経費
- (2) 寄附者への地元特産品等の贈呈に要する経費
- (3) ふるさと納税制度の運用に要する経費

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。